

奈良県選挙管理委員会告示第三十一号

平成二十五年七月二十一日執行の参議院議員通常選挙において使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成二十五年七月四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

一 参議院（選挙区選出）議員選挙

1 投票用紙

平成二十五年執行

参議院（選挙区選出）議員選挙投票

奈良県選挙管理委員会印

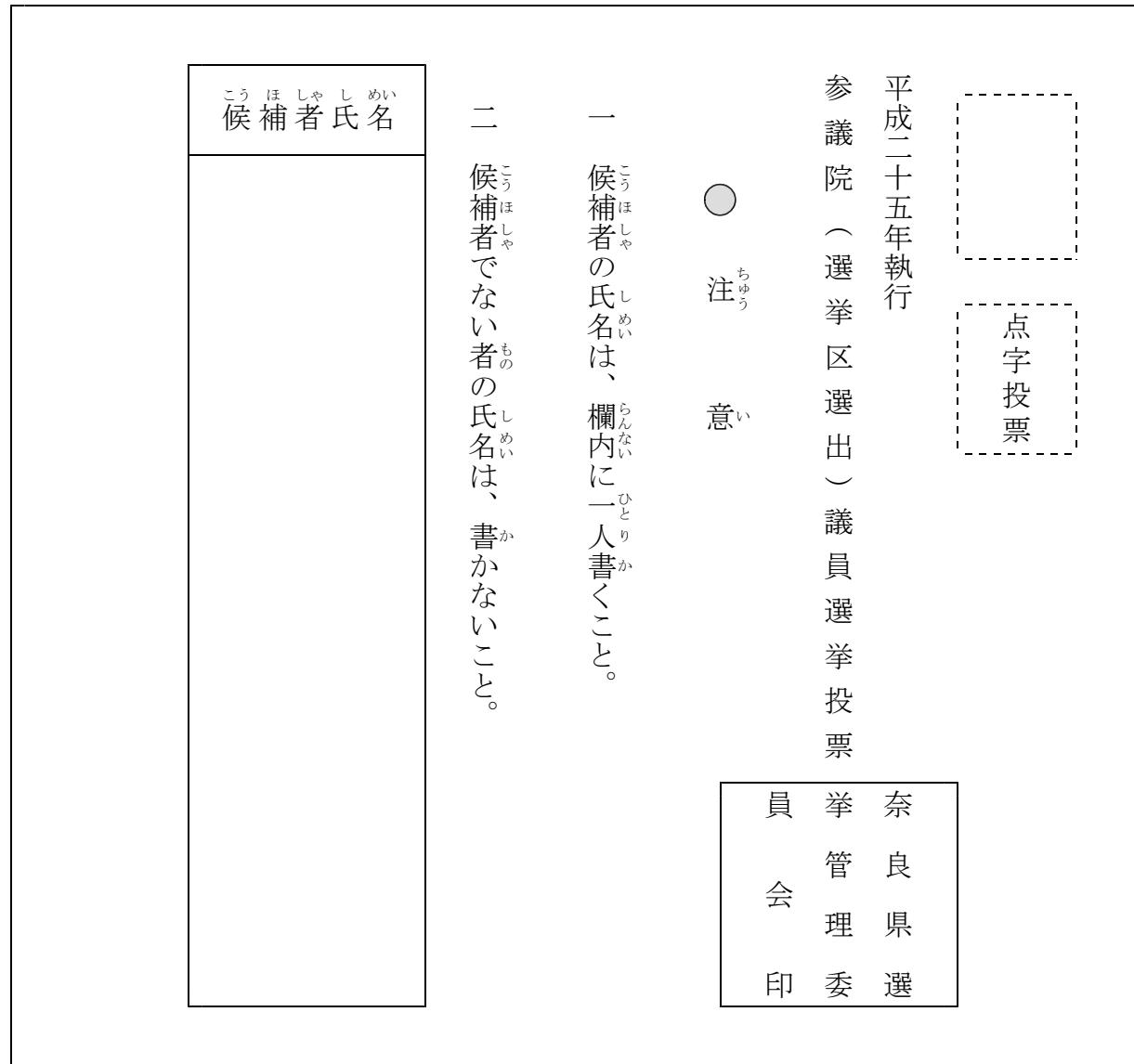
○ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

候補者氏名



備考

- 一 奈良県選挙管理委員会印は、刷込式とする。
- 二 用紙は薄い黄色とし、黒色のインクで印刷するものとする。
- 三 点字用投票用紙の右上の点線枠の部分に、「選挙区」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に定められた点字により「せんきょく」と表示したものを貼付する。

二 参議院（比例代表選出）議員選挙

1 投票用紙

平成二十五年執行

参議院（比例代表選出）議員選挙投票

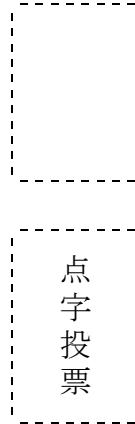
奈良県選管委員会印

○ 注意

一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くことともできること。

候補者氏名又
は政党その他
の政治団体の
名称若しくは
略称



平成二十五年執行

参議院（比例代表選出）議員選挙投票
奈良県選挙管理委員会印

○注意

一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

候補者氏名又は政党その他 の政治団体の 名称若しくは 略称

- 備考**
- 一 奈良県選挙管理委員会印は、刷込式とする。
 - 二 用紙は白色とし、赤色のインクで印刷するものとする。
 - 三 点字用投票用紙の右上の点線枠の部分に、「比例区」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に定められた点字により「ひれいく」と表示したものを貼付する。